大阪府監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年3月27日

 大阪府監査委員
 和田
 秋夫

 同
 赤木
 明夫

 同
 清水
 涼子

 同
 藤原
 敏司

 同
 大西
 寛文

指示事項に対する措置

(基本財産の運用方法について)

監査対象機関名	公益財団法人大阪府暴力追放推進センター		
監査実施年月日	平成23年2月3日		
監査の結果		措置の状況	
基本財産2,060百万円のうち、1,000百万円を3銘柄の円建外国		全ての円建外国債(仕組債)	3 銘柄1,000百万円については、順次売
債(仕組債)で運用している。		却し、国債に変更した。	
運用している仕組債の受取利息は、円/米ドル為替レートの為		今後も、引き続き基本財産の	D適切な運用を図っていくこととする。
替相場に連動しており、いずれも30年の償還期間としては著しく			
低い水準となっている。さらに、発行体の信用リスクが低下した			
場合には元本毀損のリスクもある。			
今後は、法人の「資産運用規程」における運用の基本方針及び			
運用対象を見直し、仕組債の運用を原則として行わないようにす			
るなど、基本財産の適切な運用を図られたい。			